会　　議　　録

会議の名称	第７回南方地域開校準備委員会	
開催日時	令和７年７月 29 日（火）	
	午後７時 00 分　開会	
	午後８時 30 分　閉会	
開催場所	南方総合支所　２階　大会議室	
委員出席者	永　浦　清太郎　　委員	南方小学校ＰＴＡ
	鈴　木　修　仁　　委員	西郷小学校ＰＴＡ
	亀　井　　希　　委員	東郷小学校ＰＴＡ
	佐々木　佑　貴　　副委員長	南方中学校ＰＴＡ
	髙　橋　俊　朗　　委員	南方小学校学校運営協議会
	熊　谷　　一　　委員	西郷小学校学校運営協議会
	鹿　野　幸　子　　委員	東郷小学校学校運営協議会
	山　田　俊　道　　委員長	南方地域行政区長会
	佐　竹　真由美　　委員	南方幼稚園ＰＴＡ
	浅　野　貴　弘　　委員	南方認定こども園父母の会
	鈴　木　久　美　　委員	南方小学校校長
	佐　藤　　康　　委員	西郷小学校校長
	熊　谷　るみ子　　委員	東郷小学校校長
事務局出席者	安　部　保　男	学校再編推進室長
	菊　地　泰　弘	学校再編推進室長補佐兼学校再編推進係長
	西　條　貴　伸	学校再編推進室主査
欠席者	三　浦　隆　悦　　委員	南方中学校学校運営協議会
	千　葉　和　幸　　委員	南方中学校校長
傍聴者	なし	
議事	(1)　（仮称）南方小学校の校章デザインの募集について (2)　（仮称）南方小学校の校歌の選定方法について	

	事務局	開会　午後７時 00 分 第７回南方地域開校準備委員会を開会する。 学校再編推進室の安部からご挨拶申し上げる。 （室長挨拶要旨） 令和 10 年４月としているが開校時期だが、遅れる可能性が出てきている。昨年度実施した基本設計では、校舎・体育館を南方中央運動広場のグラウンド内の北端に建設する予定だったが、熊谷康信新市長から、グラウンド全域が使えるように校舎・体育館の配置を見直すよう指示があった。当初は４月から５月をめどに実施設計を発注する見込みだったが、このような理由で進捗が半年ほど遅れている状況である。 困難な状況ではあるが、現時点では引き続き令和 10 年４月の開校を目指し、遅れを取り戻すよう努めている。正式に開校時期を変更する必要が生じた場合には、あらためて説明させていただく。 学校プールについてだが、東郷小学校に協力いただき民間のプールを使った授業を試行している。全国的にも民間プールでの授業が一般的になってきている。東郷小学校がモデルとしてうまくいけば、市内

		の小中学校で実施していきたいと考えている。 本日も活発な議論をお願いしたい。
	事務局	ここからの進行は委員長にお願いする。
議事１	委員長	では、議事に入る。まず、議事１「(仮称）南方小学校の校章デザインの募集について」、事務局に説明を求める。
	事務局	（資料１－１及び１－２に基づき説明）
	委員長	事務局の説明について、質問や意見はあるか。
		（なし）
	委員長	なければ、案のとおり実施するよう、事務局に準備をお願いする。 議事１は以上とする。
議事２		次に、議事２「(仮称）南方小学校の校歌の選定方法について」協議する。事務局に説明を求める。
	事務局	（資料２－１及び２－２に基づき説明）
	委員長	事務局の説明について、質問や意見はあるか。
	委員長	募集要領の改案（資料２－１）の４に、応募用紙を区長配布で配布するとあるが、いつ配布する予定か。
	事務局	９月１日の区長配布でお願いしたい考えだ。
	委員	９月１日の区長配布だと、実際に各世帯に配布されるのは９月２日以降になり、行政区によってはさらに遅れる。募集開始日（９月１日）の後になってしまうが問題ないか。８月 20 日の区長配布で配布した方が良いのではないか。
	事務局	８月 20 日に区長配布することもできる。
	副委員長	その場合、Google フォームでの応募はいつから可能にするか。８月 20 日の区長配布でチラシを受け取ったらすぐ応募できるようにするのか、それとも応募期間である９月１日以降に応募できるようにするか。
	事務局	事務局としてはどちらでも対応できる。
	委員	前回の会議で校章デザインの募集を検討した際、募集期間が９月１日からという理由で、小中学生が夏休み期間に描いた作品も９月１日までは提出しないことにした。だから Google フォームでの応募も、９月１日からにすべきだ。Google フォームであれば期日前に応募してもいいということであれば、前回決めた校章デザインの募集のやり方と違ってくる。

	事務局	８月 20 日の区長配布とすると、翌日には募集チラシが届く世帯も多い。届いたチラシを目にしてさっそく応募しようとＱＲコードを読み込んだ人に「募集期間は９月１日からだからそれまで待ってください」という主旨の画面を見せることになる。ここで待ってもらうことにどの程度意味があるのか。受け取ってから応募できるまで 10 日もあいてしまうと、応募動機は削がれると思う。担当としては、募集の始期にこだわる必要はないと考えている。募集チラシの案にも締切日だけ記載していて、募集開始日は書いていない。
	副委員長	事務局から、チラシが配られる段階で応募できるようにした方がいいのではとの発言だったが、委員はどう考えるか。
	委員	校章デザインの募集でも、募集期間は９月１日からだからそれ以降に応募するようにと子どもたちに言っているので、その説明を変えることには疑問がある。８月 20 日に区長配布して９月１日に一斉に応募できるようにしようということなので、ここで応募受付を早めるというのは違うと思う。
	副委員長	他の委員はいかがか。
	委員	校章デザインの募集と校歌に入れたい「ことば」の募集を同じにする必要はない。応募受付を早めてもいいと思う。
	副委員長	早めてもいいという意見もある。他の委員いかがか。
	委員	締切日が変わるわけではないので、受付を早める分には問題ないのではないか。
	委員	募集開始日は募集要領にだけ記載されている。要領を地域に配布しないのであれば、８月 20 日から応募を受けても問題ないと思う。応募できる期間が多くとれるのであれば、それに越したことはない。
	委員長	校章デザインの募集については、前回決めてもう小中学生に周知していることなので、変更しないほうがよいと思う。ただ、「ことば」の募集については別に考えてよいと思う。
	副委員長	そうすると、校章デザインの募集と校歌の「ことば」の募集とで応募期間がずれることになるが、事務局としては対応可能か。
	事務局	対応は可能だが、事務局としては校章デザインの募集と校歌の「ことば」の募集は合わせていただきたいと考えている。
	委員	校歌に入れたい「ことば」は、校章デザインのように制作に時間がかかるものではなく、Google フォームですぐ応募できる。募集チラシを見て、いい「ことば」を思いついたからさっそく応募しようと思った人のことを考えても、受付期間を早めていいのではないか。事務局としては一緒にしたいとのことだが、応募する側からみると、分けていただいた

		方が良いと思う。
	委員長	他の委員はいかがか。
	委員	事務局で応募の受付開始が別でもいいと言ってもらえるのであれば、それでいいと思うが。
	事務局	事務局の意見を求められたので募集期間は一緒が良いとお話ししたものだが、別のほうが良いとの結論であれば、当然そのようにしたい。
	委員	募集要領に応募期間が９月１日からと書いてあるからといって、わざわざその日まで回答できないようにしておくことはないのではないか。そこまで厳格にする必要はないと思う。
	事務局	先ほどお話ししたとおり、担当としても募集の始期にこだわる必要性は低いと思っている。受付を早めて不公平になる性格のものでもない。思いついた人から応募できるようにしておく方が良いと思う。もしくは、具体的な応募開始時期を定めないという方法もあるかもしれない。
	委員長	ほかにないか。
	委員	募集要領はホームページに掲載するのか。
	事務局	掲載する。
	委員	それではやはり、募集期間は明確にすべきではないか。
	委員	募集チラシが届く日と募集開始日が一致しない地域があるのが問題だということであれば、募集の始期を「募集チラシが届いた日から」とすればよいのではないか。
	委員	「Google フォームの場合は〇日から応募できます」と特記することで解決できるのではないか。
	副委員長	特記事項として明記すれば解決するのではないかとの提案があった。実現できるのならこの方法がよいのではないかと思うが、いかがか。
	委員	それでよいと思う。
	事務局	議論を整理する。校章デザインは、応募期間を明記する。「ことば」の募集についても９月１日から 30 日という応募期間を明記するが、「Google フォームでの応募は応募用紙が到着した時点でできます」、という文言を入れるということでよいか。よければ、いまの協議結果を要領、応募チラシに反映させて募集を実施する。
	委員長	事務局の説明のとおりでよろしいか。

		（異議なし）
	委員長	このほかに質問等はあるか。
	委員	募集要領案には、応募のあった「ことば」を当委員会で選定するわけではないと書かれてある。これは応募された全件を作詞者に提供するということだと思うが、中には不適切な「ことば」もあるのではないか。
	事務局	適不適の判断を事務局にお任せいただければ、不適切なものを除外して作詞者へ提供したい。当委員会には、不適切と思われるものも含めて全件を集計して報告する。
	委員長	ほかになければ、実施に向けて事務局に準備をお願いする。 引き続き、前回決定できなかった校歌の制作方法について協議する。
	副委員長	前回（第６回）会議の資料３－１に記載のとおり、事務局からは３つの制作方法を例示されている。校歌の制作は専門的な知識が必要なものなので、識者依頼が現実的な選択肢だと思うが、各委員いかがか。
	委員	私の所属団体では、校歌をどうするかについてアンケートを取った。そのなかで、新しい校歌を作ることについては賛成だが、南方小学校の校歌の作者が非常に著名な人（作詞 土井晩翠/作曲 田村虎蔵）なので、それに代わるような人に作ってもらいたいという意見がかなり多かった。知名度のない人に作ってもらうのではなく、ちゃんとした人、有名な人に作ってもらいたいという意見が多かったので、その意見は伝えておきたい。それができないのであれば、既存の学校の校歌を使ったほうがいい。これが私の所属団体の意見だ。
	委員	確認だが、前回の会議でも予算の制約があるという話があった。いまの委員の発言のように、著名な人に依頼するだけの予算はあるのか。
	事務局	謝金としては、作詞者と作曲者それぞれに 10 万円を予定している。 米山地域でも謝金は同じ金額だが、地域のためということで快諾いただいた。
	委員	市立の学校なので、学校間の公平性の問題もある。南方だけ高額の予算で著名な人にお願いすることは難しいと思うし、著名な人が作るからいい校歌だという話でもない。こちらの要望を柔軟に聞いてくれる人であれば、著名かどうかにこだわる必要はないと思う。
	委員長	校歌の制作方法について、もう一度説明していただきたい。
	事務局	（第６回配布資料３－１をもとに、公募、識者依頼、独自制作のメリット、デメリットを説明）
	委員長	制作方法について、委員の意見はいかがか。

	委員	中学校の校歌を使うという考えについてはどうか。
	委員長	前回の会議では新しく制作することに決定した。
	副委員長	著作権等の問題があり、許可を得るのが難しいということも前回確認している。
	委員	東和小学校では中学校の校歌を使うことにしたのではなかったか。
	事務局	東和小学校の場合は、すでに亡くなっている作詞者の遺族を探し、東和中学校の歌詞の一部を変更して東和小学校の校歌とする許可をいただいた。
	副委員長	いわゆる「ビッグネーム」にお願いしたいとの意見があったが、謝礼としてお渡しできるものを考えると現実的ではないと思う。「要望を柔軟に聞いてくれる人」が良いとの意見もあった。ビッグネームにこだわる必要はないという印象を受けた。
	委員長	委員皆で探せば、いい人が見つかる可能性もある。
	事務局	地域のためであれば謝礼にこだわらないという方もいる。そのような方が地域にいれば、ご提案いただきたい。事務局でも探しており、候補となりそうな人を把握している。
	委員	識者依頼の場合、提供された校歌を聞いてから修正をお願いすることはできるのか。意見を踏まえて修正してくれる人でないと、委員が勝手に決めたと受け取られかねない。
	事務局	修正に応じていただける方にお願いすることが大切だと考えている。米山地域の開校準備委員会でも、提供された案を委員やその所属団体に聴いてもらい、意見をフィードバックして修正しながら進めている。
	委員	まず制作方法を決める必要があると思うが、事務局からは３つの制作方法の例を示されている。資料中の「Ｃ　独自制作」は現実的ではないし、「Ａ　公募」もかなり難しいと思う。消去法で考えると、「Ｃ　識者依頼」が適当ではないかと思う。 資料では、識者依頼のデメリットとして①予算の制約がある、②地域住民等の参画意識が得にくい、③提案内容が地域のイメージと乖離するおそれがある、という３つが挙げられている。 デメリットの①は、制約のある予算内でお願いできる人を探すことで解消できる。②は、校歌に入れたい「ことば」を募集してそれを校歌に反映することで解消されるだろう。③については、米山地域の例のように意見をフィードバックしながら進めることができれば解消できる。これらを考慮すると、やはり識者依頼が適当だと私は考える。
	委員長	ほかの委員の意見も確認したい。先生方はいかがか。

	委員	いまの委員の発言のとおりだと思う。
	委員長	ほかに意見がなければ、識者依頼に決定してよろしいか。 （異議なし）
	委員長	では、識者依頼に決定する。次に、誰に依頼するかを協議する必要があるが、今回の会議で決めるのは難しい。各委員には、次回の会議まで候補となる人の情報収集をしていただくようお願いする。
その他		予定していた議事は以上だが、委員からほかに何かあるか。 （なし）
	委員長	事務局からは何かあるか。
	事務局	次回の会議日程についてだが、今回協議した校章デザインと校歌に入れたい「ことば」の募集が９月 30 日までなので、その結果を集計してから開催したい。10 月中旬から下旬になると考えている。具体的な日程・場所は、時期が近づいたら委員長と相談して決定し通知する。
	委員長	では、そのようにお願いする。ほかになければ、進行を事務局に戻す。
	事務局	以上で、第７回南方地域開校準備委員会を閉会する。 閉会　午後８時 30 分